



品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる  
法令改正等に伴う  
東京都市大学原子力研究所に係る  
保安規定の変更について

令和 2年11月30日

東京都市大学原子力研究所



# 1. 三条改正に伴う変更の詳細（1/2）

## （品質管理基準規則）

### 1) 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

品管規則に基づき、第2章の原子炉施設の保安活動のために品質保証活動を実施する品質マネジメントシステムにおいて、経営責任者の責任を記載した。

#### 5. 経営責任者等の責任

##### 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するため、次の事項を行う。a) 品質方針の設定、b) 品質目標が設定されている、c) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献、d) マネジメントレビューの実施、e) 資源が使用できる体制を確保、f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知、g) 保安活動で担当する業務を理解し、遂行責任を持っていることを要員に認識、h) 全ての階層で行われる決定が原子力の安全について優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われる。

##### 5.2 原子力の安全の重視

##### 5.3 品質方針

##### 5.4 計画

##### 5.5 責任、権限及びコミュニケーション

##### 5.6 マネジメントレビュー



# 1. 三条改正に伴う変更の詳細 (2/2)

## (品質管理基準規則)

### 2) 検査の独立性

品管規則第48条第5項及び同解釈第48条第2項により、使用前事業者検査等の独立性は「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」と規程され、保安規定では検査の独立性は以下の通り、記載した。

#### 8.2.4 検査及び試験

(5) 保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性（**使用前事業者検査等を実施する要員はその対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすること**その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを言う。）を確保する。

→当該業務を担当しない**品質マネジメント管理責任者が対応**することで独立性を確保



## 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更 (新検査制度・試験炉規則・その他)

### (1) 新検査制度関連

- 原子力規制検査の検査官等の立入には当該保安規定の適用を受けないこと

→ (適用範囲)

第2条 本規定は、原子炉施設の運転及び管理を行う者（以下「原子炉施設に係る業務を行う者」という。）に適用する。なお、本規定の各条項は法による検査等のための立入者に適用しない。

- 原子力規制検査の検査官等は一時立入者としても手続きが可能であること（出入管理や被ばく管理の観点から）

→ (定義)

第3条 本規定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (2) 「一時立入者」とは、放射線作業以外の実験機器の修理、施設の補修及び見学等のため管理区域に一時的に立入る者で、あらかじめ原子炉施設管理室長（以下「管理室長」という。）の承認を受けた者をいう。なお、前条にかかわらず、法による検査等のための立入者は一時立入者とすることができる。

- (2) 保安に関する技術情報の他の試験研究炉設置者との共有（試験炉規則第十五条第2項第十九号の記載事項）を原子炉安全委員会の機能として追記、施設管理実施計画を原子炉安全委員会の審議事項に追加

- (3) 線量限度の変更（当該事項は、現申請から補正予定の内容を示したものである）

水晶体の線量限度の変更

